

出席停止期間について

以下に示す感染症に感染した場合、学校での集団発生予防の観点から出席停止の必要があります。
感染症の種類により、出席停止期間は異なります。ご確認ください。

	感染症名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS コロナウイルスによるもの）、中東呼吸器症候群（MERS コロナウイルスによるもの）、特定鳥インフルエンザ、「感染症予防法」第6条第7項から第9項までに限定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症*	治癒するまで * 指定感染症、新感染症に付随する出席停止基準は別途定める
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症を除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで
	風しん（三日ばしか）	発しんが消失するまで
	麻しん（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核、髄膜菌性髄膜炎	感染の恐れがなくなるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O-157 など）、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症など）	感染の恐れがなくなるまで